

深谷市シティプロモーションロゴマーク使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、深谷市シティプロモーションロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用その他の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 ロゴマークの種類は、市ホームページ内にある「ロゴマーク一覧」に定めたものとする。オリジナルのロゴマークの使用については「深谷市シティプロモーション推進に係るオリジナルロゴマークの作製及び使用取扱規程」に定める。

(ロゴマークの使用申請)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめロゴマーク使用申請書（様式第1号）に必要書類を添えて深谷市長（以下「市長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市が主体となって実施するイベント、事業等で使用する
とき。
- (2) 国又は他の地方公共団体が、広報及びそれに準ずる業務
の目的で使用するとき。
- (3) 教育機関が教育目的で使用するとき。
- (4) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (5) 営利を目的とせず、個人若しくは家庭内又はこれに準ず
る限られた範囲において使用するとき。
- (6) その他、市長が適当と認めたとき。

(使用承認)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

- (1) 市の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになると認められるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用のおそれがあると認められるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあると認められるとき。
- (5) ガイドライン、マニュアル等の注意事項を遵守しないとき。
- (6) その他市長が使用について不適當であると認めたとき。

2 市長は、前項の規定によりロゴマークの使用を承認したときは、ロゴマーク使用承認書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。なお、この場合、市長はロゴマークの使用方法、その他について、必要に応じ条件を付することができる。

（使用上の遵守事項）

第5条 前条の規定により、ロゴマークの使用を承認された者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用を承認された用途のみに使用し、他の用途には使用しないこと。
- (2) 使用の承認によって生じる権利を第三者等に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 製作した物品等についての商標登録及びロゴマークデザインについての意匠登録等、ロゴマークに関し自己の権利を新たに設定又は登録しないこと。
- (4) ロゴマークを変更して使用しないこと。ただし、市長が特別に認めた場合はその限りではない。
- (5) ロゴマークの使用に関し一切の責任を負い、事故、苦情等が発生した場合は、使用者の責務において必要な措置を講じ

ること。

(6) その他各種の法令を遵守するものとする。

(使用料)

第6条 ロゴマークの使用料は無料とする。

2 ロゴマークの使用に要した費用等は使用者が負担し、市は一切の責任を負わない。

(違反等に対する取扱い)

第7条 ロゴマークを使用している者が、第3条及び第5条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反していると認められたときには、市長はその使用の差止めの請求、又は必要な指示等(以下「請求等」という。)を行う。その場合、ロゴマークを使用している者はただちに、その請求等に従わなければならない。また、請求等によってロゴマークを使用している者に損害が生じても、市はその責任を一切負わない。

2 市長は、使用者がこの規程及び承認された内容に違反していると認められたときは、当該承認を取り消し、使用を差し止めることができる。この場合、使用者に損害が生じても、市はその責任を一切負わない。

(使用状況報告書)

第8条 使用者は、ロゴマークの使用状況について、ロゴマーク使用状況報告書(様式第3号)により、適宜市長に報告するものとする。

(ロゴマークに関する権利)

第9条 ロゴマークに関する一切の権利は、市に属する。

(責任の制限)

第10条 使用者が、ロゴマークの使用によって、第三者との間で紛争を生じ損害の賠償又は損失の補償等を求められた場合でも、市は責任の一切を負わない。

(効果の調査)

第11条 市長は、使用者に対してロゴマークの効果測定するため

の調査をすることができる。

(情報公開)

第12条 市長は、ロゴマークの適正な管理と広い利用促進を図る観点から、その使用承認の状況等について、公開することができる。

(業務委託)

第13条 市長は、この規程に関する業務を外部に委託することができる。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの使用その他の取扱いに係る必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年8月31日から施行する。